



<p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 【金融商品取引業者の概要】 省略)</p> <p><b>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</b></p> <p>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)</p> <p>URL : <a href="https://www.finmac.or.jp/">https://www.finmac.or.jp/</a></p> <p>東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館</p>	<p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 【金融商品取引業者の概要】 省略)</p> <p><b>【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】</b></p> <p>お客様と当社の苦情処理・紛争解決について利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>電話番号 : 0120-64-5005 (フリーダイヤル)</p> <p>URL : <a href="https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html">https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html</a></p> <p>東京事務所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館</p>
--	--

<p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: center;"><u>平成 29 年 3 月 3 日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	--